

業 務 概 要

令和 8 年度版（令和 7 年度実績）

島根県立心と体の相談センター

目 次

I センターの概要	1
1. 目的	
2. 沿革	
3. 所在地	
4. 組織・職員配置及び所管業務	

II 令和 7 年度事業実績

◇身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績	3
(1) 来所・定期相談	
(2) 補装具・更生医療の判定	
(3) 補装具判定事務処理及び自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ	
2. 身体障害者手帳の交付状況	5
(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移	
(2) 令和 7 年度の身体障害者手帳処理状況	
(3) 令和 7 年度の市町村別発行件数	
(4) 令和 7 年度末の所持者数	
(5) 法第 15 条の規定による医師の指定について	
(6) 手帳申請から発行までの流れ	
3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会	7

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定	8
(1) 相談	
(2) 判定	
2. 判定書交付	
3. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ	

◇精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助	1 1
(1)事業実績	
(2)講師の派遣	
(3)保健所及び市町村への技術指導及び技術援助	
2. 普及啓発.....	1 2
(1)講演会	
(2)DVDの貸し出し	
3. 精神保健福祉相談	1 3
(1)来所相談	
(2)電話相談	
4. 依存症対策関連事業	1 6
(1)アルコール依存症	
(2)ギャンブル等依存症	
(3)依存症対策連携会議（アルコール分科会・ギャンブル分科会）	
5. 自死対策推進センター事業.....	1 8
6. 自死遺族支援	1 9
7. 精神医療審査会.....	2 1
(1)精神医療審査会の審査事項	
(2)事務処理の流れ	
(3)精神医療審査会の審査状況	
8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定	2 5
(1)精神障害者保健福祉手帳等判定審査会	
(2)令和7年度月別承認状況	
(3)精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ	

◇島根県ひきこもり支援センター編

1. 電話相談・来所訪問相談	2 7
2. 小集団グループ活動	
3. ひきこもり家族教室	
4. 家族会支援	
5. 市町村等への技術支援・研修の実施	
6. 支援会議等	
7. 広報啓発	

Ⅲ 資料

1. 島根県立心と体の相談センター条例	3 0
2. 市町村の障がい者福祉担当窓口	3 1
3. 各手帳及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付状況	3 2
(1)身体障害者手帳	
①市町村別：等級別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-1 市町村別：障がい別：年齢別身体障害者手帳所持者数	
②-2 市町村別：障がい別：男女別身体障害者手帳所持者数	
③障がい別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数	
④身体障害者手帳所持者数・障がい別推移	
(2)自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳	
①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数	
②精神障害者保健福祉手帳月別承認状況	
③市町村別・年齢階層別自立支援医療（精神通院医療）受給者数	
④市町村別・年齢区分別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数	
(3)療育手帳	
①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数	
②相談・判定状況（過去5年間）	
4. 身体障害者補装具・更生医療の判定	4 3
(1)補装具判定業務委託医療機関	
(2)令和7年度障害別補装具・更生医療の判定状況	
(3)令和7年度市町村別判定状況	

I センターの概要

I センターの概要

1. 目 的

心と体の相談センターは、障がい者の相談支援機関として従来は障がい別に設置されていた、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者更生相談所」、精神保健福祉法に基づく「精神保健福祉センター」及び知的障害者福祉法に基づく「知的障害者更生相談所」（各児童相談所に併設）の三機関を統合した県の行政機関です。

障がいの種別にかかわらず、自立支援のための福祉サービスの一元化とその進展をめざし、障がいのある方及び精神保健に関する相談・支援、市町村等への技術援助等を総合的に行うことを目的として、平成17年4月に設置されました。

2. 沿 革

（身体障害者更生相談所）

昭和26年9月	松江市朝日町に島根県身体障害者更生相談所設置（県立朝日更生園に併置）
昭和38年8月	県立身体障害者総合指導所（朝日更生園が改称）とともに松江市大輪町に移転
昭和63年10月	県立身体障害者授産センター（身体障害者総合指導所が改組）とともに松江市打出町に移転

（知的障害者更生相談所）

昭和35年7月1日	松江市朝日町に島根県精神薄弱者更生相談所設置（島根県身体障害者更生相談所に併置）
昭和52年4月1日	松江精神薄弱者更生相談所（中央児童相談所に付置） 浜田精神薄弱者更生相談所（浜田児童相談所に付置）設置
昭和63年4月1日	出雲精神薄弱者更生相談所（出雲児童相談所に付置） 益田精神薄弱者更生相談所（益田児童相談所に付置）設置
平成11年4月1日	知的障害者更生相談所に名称変更 ＊平成10年9月 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律 （平成10年 法律第110号）に基づき名称変更

（精神保健福祉センター）

昭和53年10月1日	松江市大輪町（松江衛生合同庁舎内）に島根県立精神衛生センター設置
昭和63年7月19日	島根県立精神保健センターと名称変更
平成7年7月11日	島根県立精神保健福祉センターと名称変更

（心と体の相談センター）

平成17年4月1日	上記の三機関を統合し、島根県立心と体の相談センター設置 （松江市東津田町 いきいきプラザ島根内）
-----------	---

3. 所 在 地

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根（2階）

代表TEL：0852-32-5905・5908

専門相談TEL：0852-21-2045

心のダイヤル：0852-21-2885

FAX：0852-32-5924

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>



松江市営バス「南循環線外回り」、「県合同庁舎行き」
で「県合同庁舎前」停留所下車

4. 組織・職員配置及び所管業務

(令和8年4月1日現在)

(1) 組織及び所管業務

所 長 技術（医師） 1

副所長 事務 1

所長の補佐及び代理
人事・服務
危機管理
地域支援課長事務取扱
精神保健福祉協会事務

地域支援課 事務 4、技術 1、会計年度任用職員 4

予算・会計・庶務事務
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付
自立支援医療（更生医療）・補装具の給付判定
身体障害者福祉法に基づく医師の指定

相談判定課 技術 6、事務 1、会計年度任用職員 3

心の相談及び障がい者の保健・医療・福祉に係る専門相談
精神医療審査会の運営
精神保健福祉に関する市町村・保健所等への技術支援
精神障がい者関連組織の育成支援及び団体支援
障がいの程度及び心理的・職能的判定
療育手帳の判定・交付
知的障がい者の巡回相談、判定
精神保健福祉に係る各種研修、普及啓発、調査研究
ひきこもり支援センター業務（個別相談、少人数グループ活動、ひきこもり家族教室等）
自死対策推進センター事業、自死遺族支援
診療所事務

(2) 職員等の配置状況

(職 員)	所 長（精神科医）	1
	21名 副 所 長（事務職）	1
	保 健 師	1
	看 護 師	1
	心理判定員	4
	精神保健福祉士	1
	事 務 職	5
	会計年度任用職員	7
	(嘱 託 医)	
17名	発達障害等相談等	1（精神科医）
	精神医療審査会支援等	1（精神科医）
	身体障がい者に関する医学的判定	6
	精神障がい者に関する医学的判定	6（内1名は発達障害等相談等と兼務）
(兼務職員) ※療育手帳の判定業務（18才以上新規）	知的障がい者に関する医学的判定	4（児相と兼務）
	16名 中央児童相談所隠岐相談室	1
	出雲児童相談所判定保護課	7
	浜田児童相談所判定保護課	5
	益田児童相談所判定保護課	3

Ⅱ 令和 7 年度事業実績

「身体障害者更生相談所編」

Ⅱ 令和7年度事業実績

◇ 身体障害者更生相談所編

1. 相談・判定業務の実績

(1) 来所・定期相談（補装具の判定及び来所相談、電話相談を含む）

- ・心と体の相談センター 毎月第4月曜日の午後
- ・松江医療センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3木曜日の午後
- ・西部島根医療福祉センター 2ヶ月に1回（偶数月）第3月曜日の午後

（令和7年度の相談実績）

相談区分	補装具	手帳	医療・その他	合計
相談件数	89	51	0	140

補装具の相談件数は判定関連のもののみであった。

(2) 補装具・更生医療の判定

補装具判定については、定期相談会場（3会場）と業務委託をする18医療機関で給付及び適合判定を行った。

判定区分	医学的判定				
	補装具			更生医療	
判定件数	給付判定	適合判定	不適	支給判定	不適
	528	223	1	390	0

補装具委託病院

Ⅲ 資料の4の身体障害者補装具判定業務委託医療機関のとおり

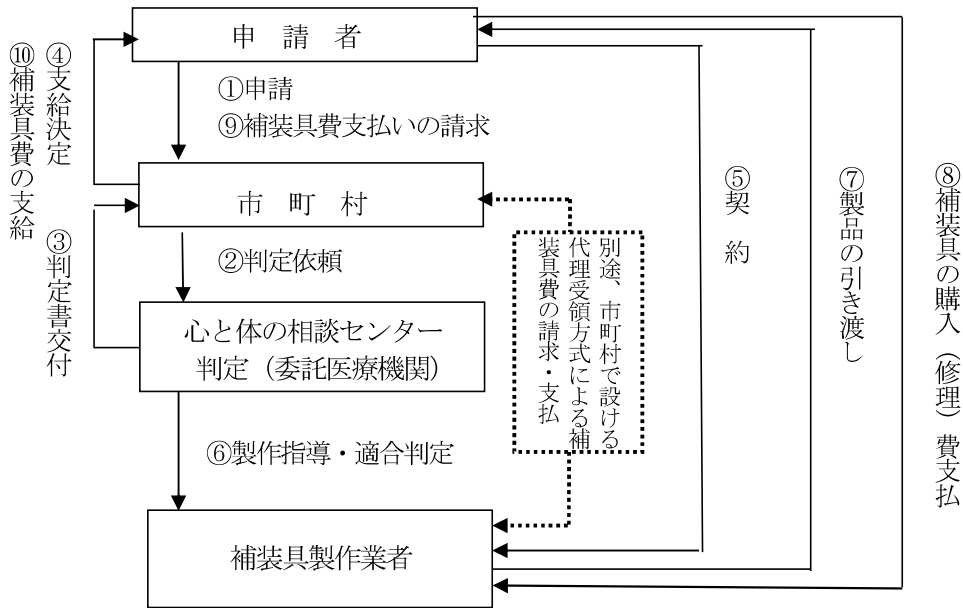
障害別の判定状況

Ⅲ 資料の4の障害別補装具・更生医療の判定状況のとおり

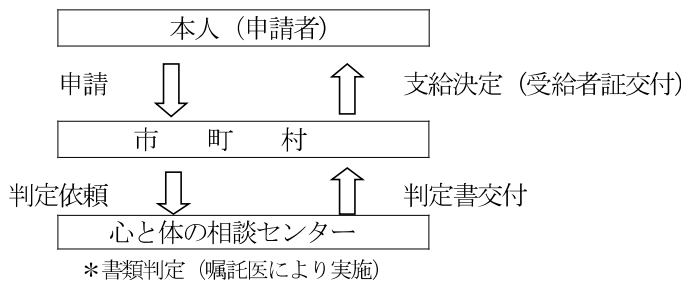
(3)補装具判定事務処理及び自立支援医療(更生医療)判定事務の流れ

補装具判定及び自立支援医療(更生医療)判定に係る事務処理の流れは次のとおりである。

◆ 補装具判定事務処理の流れ



◆ 自立支援医療（更生医療）判定事務の流れ



○書類判定の内容

◇補装具

区 分	判 定 回 数
・補聴器	月に2回
・重度障害者用意思伝達装置	月に1回

◇自立支援医療（更生医療）

区 分	判 定 回 数
・腎臓機能障害、免疫機能障害	月に3～4回
・心臓機能障害	月に3～4回
・肝臓機能障害	月に1回
・肢体不自由	月に1回
・音声・言語・そしゃく機能障害・聴覚障害	月に2回
・視覚障害	月に1回

2. 身体障害者手帳の交付状況

(1) 身体障害者手帳交付件数の年度別推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総件数	2,030	1,964	1,964	1,963	1,951
月平均	169	164	164	164	163

県本庁からの事務移管により、平成5年度から身体障害者手帳の交付事務を行っている。
身体障害者手帳所持者数・障がい別推移については、別添資料のとおり。

(2) 令和7年度の身体障害者手帳処理状況

令和7年度は、新規手帳の交付数が1,220件、死亡等による返還数が1,636件、県内等転入が65件、県外等転出が63件あった。

なお、令和7年度に発行した手帳の内訳は以下のとおりであるが、この他に7件を「非該当」として決定した。非該当となった理由は、肢体不自由の7級の障がい者が1つのみのもの、障がい程度に該当しないもの及び再認定により障がい程度に該当しなくなったものなどであった。

月	発行日	新規	障害変更	破損ほか	再認定	合計
4月	4/15	59	14	1	14	88
	4/30	48	11	10	6	75
5月	5/15	52	10	6	13	81
	5/30	44	15	8	9	76
6月	6/13	51	11	5	9	76
	6/30	58	15	4	13	90
7月	7/15	53	11	3	7	74
	7/31	59	12	5	17	93
8月	8/15	50	16	5	12	83
	8/29	56	15	4	12	87
9月	9/12	57	17	8	10	92
	9/30	54	16	5	12	87
10月	10/15	43	16	4	11	74
	10/31	58	20	8	12	98
11月	11/14	40	18	3	7	68
	11/28	46	9	5	14	74
12月	12/15	46	19	9	13	87
	12/26	47	17	2	5	71
1月	1/15	51	19	2	11	83
	1/30	45	26	7	13	91
2月	2/13	57	12	5	9	83
	2/27	31	11	4	9	55
3月	3/13	58	14	4	11	87
	3/31	57	13	4	4	78
合 計		1,220	357	121	253	1,951

(3)令和7年度の市町村別発行件数

令和7年度に発行した市町村別・事由別・障がい別内訳は以下のとおりである。

それによると、7市合計の手帳発行数は全体の約83%を占めている。

また、障がい別では視覚障害が4%、聴覚障害が14%、肢体不自由が24%、内部障害が58%となっている。

市町村名	発行件数	事由別				障害別			
		新規	障変	破損等	再認定	視覚	聴覚	肢体	内部
浜田市	213	141	39	19	14	5	31	64	113
出雲市	680	419	121	37	103	30	99	155	396
益田市	170	111	31	8	20	8	28	41	93
大田市	158	102	29	13	14	16	19	45	78
安来市	152	89	32	10	21	7	20	34	91
江津市	101	71	15	5	10	3	8	30	60
雲南市	151	87	33	8	23	4	16	29	102
奥出雲町	61	42	10	2	7	3	19	10	29
飯南町	23	16	3	2	2	0	4	4	15
川本町	19	9	3	2	5	0	3	1	15
美郷町	24	18	2	1	3	2	4	5	13
邑南町	46	31	3	4	8	2	7	11	26
津和野町	42	22	12	3	5	1	7	10	24
吉賀町	41	20	15	3	3	3	4	10	24
海士町	11	9	2	0	0	1	1	2	7
西ノ島町	4	2	0	0	2	0	1	0	3
知夫村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
隠岐の島町	55	31	7	4	13	0	10	10	35
合計	1,951	1,220	357	121	253	85	281	461	1,124

(4)令和7年度末の所持者数

詳細は別添資料のとおり。

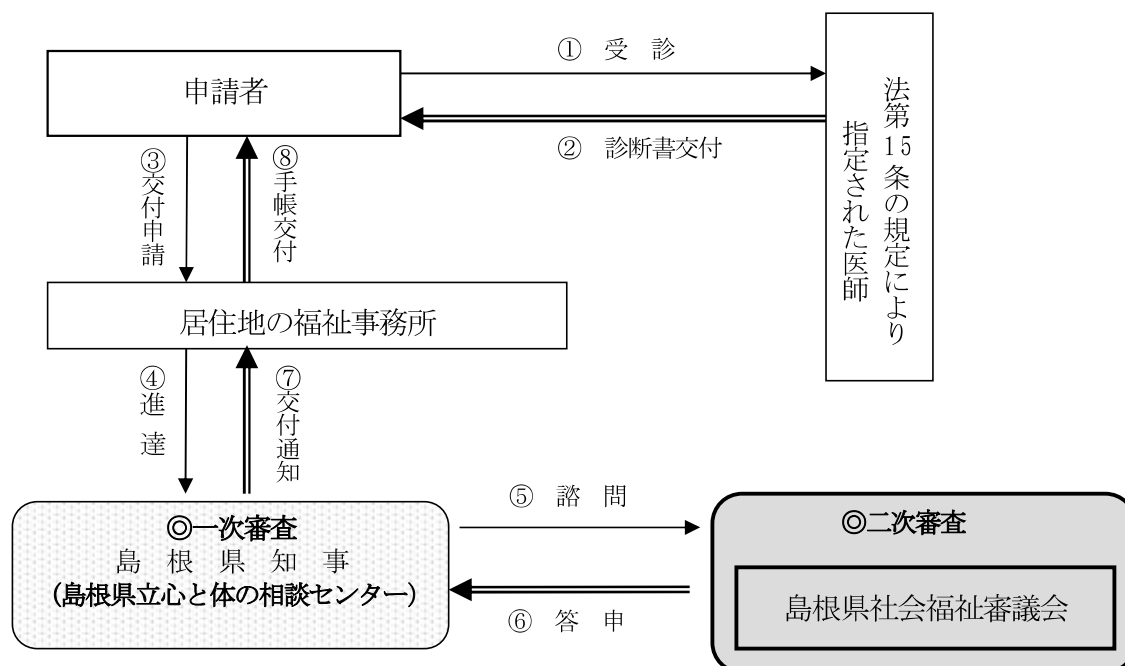
- ① 市町村別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数
- ③ 障がい別：等級別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数
- ④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移（H23年度～R7年度）

(5)法第15条の規定による医師の指定について

令和7年度においては、法第15条の規定による新規指定が29名であった。

3月31日現在の指定医師の総数は、辞退届等の提出もあり、780名となった。

(6)手帳申請から発行までの流れ



一次審査…身体障害者福祉法及び身体障害認定基準等に基づき、心と体の相談センターにおいて行う審査をいう。

専門的知識及び技術を必要とする申請については、「身体障害者手帳障害等級認定業務」について委託している専門的医療機関に審査を依頼している。

二次審査…非該当相当の案件については、島根県社会福祉審議会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）に諮問し答申を受けて決定している。

なお、2つ以上が重複する障害等級の認定にあたって、認定基準によるものと著しく均衡を欠くと認められるものについても意見を聞くこととしている。

法第15条の規定による医師の指定に関しても諮問を行っている。

3. 市町村障がい者福祉業務担当職員研修会

例年、市町村職員を対象に、身体障害者手帳関係及び補装具・更生医療関係業務等に関する制度説明、事務手続き等について理解を深め、適切に事務処理を行っていただくことを目的として、東部と西部に会場を分けて研修会を開催していたが、令和6年度に引き続き、資料配付とした。

「知的障害者更生相談所編」

◇知的障害者更生相談所編

1. 相談と判定

(1) 相 談

①来所相談

電話・来所により知的障がい者から療育手帳、各種援護制度の利用方法、生活・進路・就労等の相談を受け、知的障がい者の福祉の向上を図っている。令和7年度の受付は508件であり、そのうち療育手帳判定に関する相談が400件、その他相談（成年後見人制度利用、障害年金申請に係る情報提供）が108件であった。療育手帳に関するものが全体の約8割を占めており、各種申請に係る情報提供の依頼とあわせ、主な相談となっている。（別表参照）

②巡回相談

当センターは県内全域を所管しているため、松江圏域を除く障害保健福祉圏域へは定期的に各地区を巡回し、相談を受けている。その他、ケースの状況により障がい者支援施設、病院、家庭等への訪問を実施している。それらもあわせ、令和7年度は143件の相談を受けており、そのほとんどが療育手帳判定に関する相談である。（別表参照）

(2) 判 定

①医学的判定

療育手帳判定等の際、必要に応じて精神医学的立場から臨床診断を行っている。

②心理学的判定

知能検査、面接等により、知的能力、生活適応能力、生活介護度、行動指導度、治療看護度等を把握し、知的障がいの程度を総合的に判定している。

③職能的判定

職業適性、職能を検査により判定している。

令和7年度は656件の判定を行い、そのうち医学的判定が7件、心理学的判定が639件、その他の判定が10件であった。

2. 判定書交付

本人の生活援助方針や進路決定等に役立てるため、本人・家族・市町村からの依頼に応じ、判定書を交付している。療育手帳の交付が509件と最も多く、成年後見人制度利用や障害年金申請等に係る情報提供の判定書交付が125件である。

また、障害者総合支援法に基づいて市町村が行う支給要否決定等に関して、当センターは必要な援助を行うこととなっている。

令和7年度判定書交付種別件数（別表の再掲）

項 目	件 数	備 考
障害支援区分に関する判定	0 件	
療育手帳に関する判定	509 件	
その他	125 件	（成年後見制度利用、年金申請等に関するもの）
計	634 件	

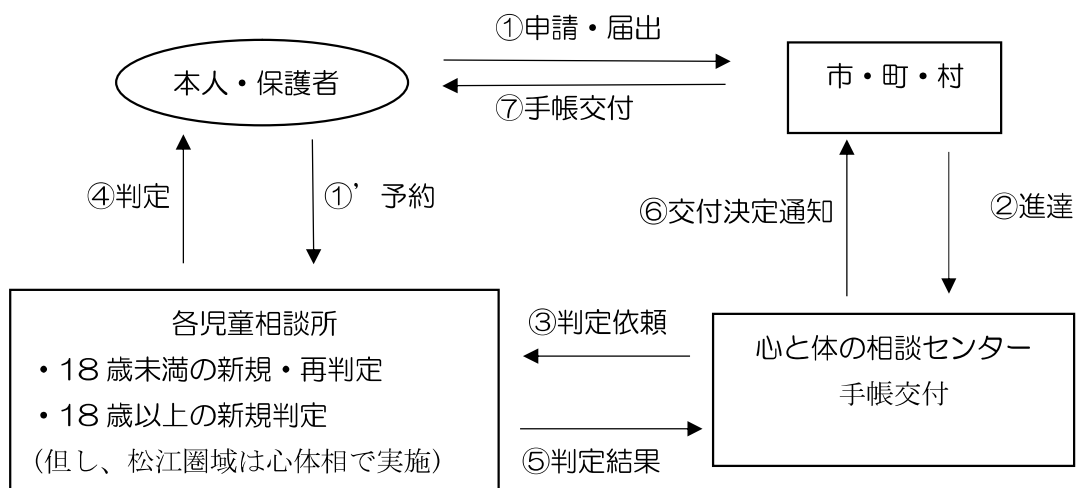
平成27年度に療育手帳再判定期日の見直しを行い、平成28年4月1日から18歳以上については次期判定までの期間を10年後、または再判定不要とした。

別表 令和7年度相談・判定実績（出典：厚生労働省福祉行政報告例）

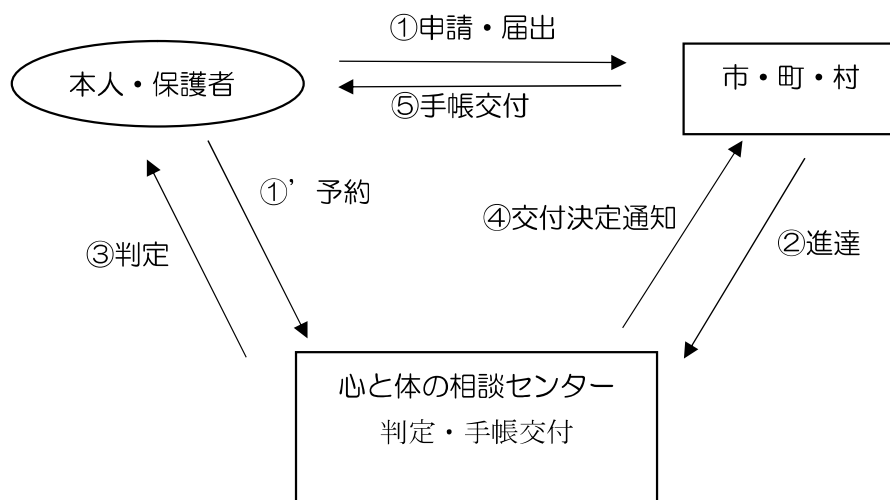
取扱 実 人数		相 談 内 容									判 定 内 容					判定書交付件数			
		施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 支 援 区 分	療 育 手 帳	そ の 他 計	計
来 所	494	0	0	0	0	0	0	400	108	508	5	497	0	9	511	0	370	124	494
巡 回	143	0	0	0	0	0	0	140	3	143	2	142	0	1	145	0	139	1	140
計	637	0	0	0	0	0	0	540	111	651	7	639	0	10	656	0	509	125	634

3. 療育手帳判定・手帳交付事務の流れ

【18 歳未満・18 歳以上の新規(松江市・安来市以外に居住の方)】



【18 歳以上の転入・再判定・新規(松江市・安来市居住の方)】



※①と①' はどちらが先でもよい

「精神保健福祉センター編」

◇ 精神保健福祉センター編

1. 技術指導・技術援助

精神保健福祉活動の推進を図るために、保健所や関係機関からの要請を受け、当センター職員が専門的立場から研修会の講師を務めている。また、会議等への参加も行っている。

(1) 事業実績

	社会復帰	アルコール	薬 物	ギャンブル	心の健康 づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所							1			1	2
市町村						3	1				4
医療施設										1	1
障害者支援施設											0
社会福祉施設											0
その他	2	1	3	2		4	2	1		1	16
計	2	1	3	2	0	7	4	1	0	3	23

(2) 講師の派遣

関係機関からの依頼により、関係機関の職員研修会や講演会に講師の派遣を行った。

月 日	派 遣 内 容
令和7年 5月 23日	薬物依存離脱指導(松江刑務所)
令和7年 7月 25日	松江市社協職員スキルアップ研修 (ひきこもり)
令和7年 9月 7日	いのちの電話シンポジウム (ひきこもり支援について)
令和7年 10月 30日	島根県社協生活支援部部内研修 (依存症)

(3) 保健所及び市町村への技術指導及び技術援助

各保健所における支援技術の均てん化と事例対応力や実践力の向上を目的として、以下の取組を実施した。また、改正精神保健福祉法の施行により、令和7年度から実地研修と事例検討の対象に市町村も含めて実施した。

① 情報を共有する仕組みづくり

各保健所における支援技術の均てん化を目的として、本県の情報ネットワークシステムを活用し、専門的知識や支援技術に関する情報を集約し、各保健所と当センターで共有する仕組みづくりを行った。

② 実地研修

日 時 令和7年7月31日(木)～8月1日(金)

会 場 いきいきプラザ島根 403会議室

参加者 18名

内 容 精神保健福祉施策、アセスメント技術、依存症支援、困難ケースの地域支援、ひきこもり支援に関する講義、演習等

③ 事例検討会

日 時 令和8年2月3日(火)

会 場 出雲保健所 2階 大会議室

参加者 21名

内 容 事例提供者が提供した2事例について事例検討

④ 保健所及び市町村の事例へのスーパーバイズ

日 時 令和8年3月2日（月）
 会 場 雲南市役所 204 会議室
 参加者 雲南市職員、雲南保健所 12 名
 内 容 事例検討会（雲南市自死防止総合対策事業）

日 時 令和8年3月5日（木）
 会 場 心と体の相談センター 多目的室
 参加者 松江保健所職員 2 名
 内 容 松江保健所が支援している事例について

⑤ 保健所実施事業への助言等

日 時 令和7年6月9日（月）
 会 場 出雲保健所 会議室
 参加者 出雲保健所職員等 4 名
 内 容 自死未遂者支援について

日 時 令和7年12月5日（金）
 会 場 心と体の相談センター 相談室
 参加者 県央保健所職員 1 名
 内 容 圏域精神保健福祉関係者連絡会の事例検討について

2. 普及啓発

一般住民等に対して、精神保健福祉の知識、精神障がい者についての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等についての普及啓発を行った。

【事業内容】

（1）講演会

アルコール関連問題セミナー

日 時 令和7年12月12日（金）10：25～12：05
 会 場 島根大学
 参加者 島根大学の学生等（32 名）
 内 容 i）講義「酒と健康」
 講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原志伸氏
 ii）体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」
 発表者 島根県酎酒新生会 会員

（2）DVDの貸し出し

	保健所	医療機関	社会復帰施設	その他関係機関	一般	計
依存症				3		3
心の健康				5		5
自死対策				1		1
精神保健一般						
ひきこもり						
計				9		9

（当センターホームページに貸出 DVD 一覧掲載）

3. 精神保健福祉相談

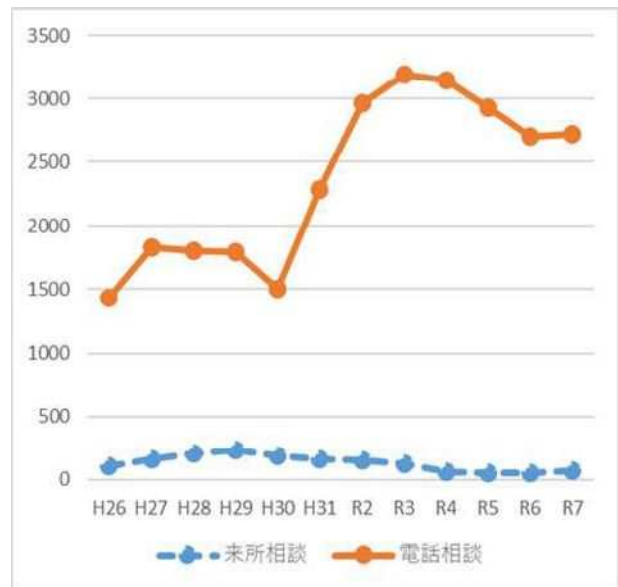
精神保健福祉相談として、当センターにおいて精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

【事業内容】

- (1) 来所相談
- (2) 電話相談

相談件数の推移（診療を含む）

年度	来所相談	電話相談
H26	103 (延 217)	1431
H27	165 (延 458)	1826
H28	207 (延 763)	1801
H29	231 (延 733)	1797
H30	184 (延 612)	1500
H31	163 (延 648)	2288
R2	151 (延 564)	2964
R3	124 (延 373)	3189
R4	61 (延 233)	3144
R5	49 (延 167)	2926
R6	50 (延 175)	2702
R7	71 (延 213)	2724



(1) 来所相談

①相談対象者内訳

	相談			診療(再掲)	
	男性	女性	合計	男性	女性
実人数	53	18	71	0	0
延べ人数	151	62	213	0	0

②来所経路

直接	保健所	市町村	医療機関	教育機関	その他	合計
66	1	1	1	1	1	71

③相談内容

相談内容		件数	延べ人数
老人精神保健		0	0
社会復帰		1	5
アルコール関連問題		0	0
薬物関連問題		2	4
ギャンブル関連問題		23	28
ゲーム		0	0
思春期精神保健	不登校	0	0
	不登校以外の学校に関する問題	0	0
	精神症状・身体症状	1	1
	その他	2	6
心の健康	精神症状・身体症状	25	137
	仕事や職場の悩み	0	0
	家族関係や家庭に関する悩み	10	14
	家族・職場以外の人間関係の悩み	1	0
	嗜癖	1	1
	その他	4	16
幼児期・学童期の問題		0	0
うつ・うつ状態		0	0
摂食障害		0	0
てんかん		0	0
その他		1	1
合計		71	213

④処 遇

処遇	実人員
新規来所終結	9
医療機関紹介	5
保健所紹介	1
相談機関紹介	2
その他の機関紹介	3
センターで援助	47
他機関と並行で援助	4
合計	71

(2) 電話相談

①相談者別件数

内訳	男性	女性	合計
本人	1097	1460	2557
親	16	64	80
配偶者	8	26	34
子	4	5	9
同胞	6	0	6
その他の親族	2	7	9
友人・同僚等	5	5	10
その他	11	8	19
合計	1149	1575	2724

②相談内容別件数

相談内容		件数	割合
老人精神保健		0	0.0%
社会復帰		11	0.4%
アルコール関連問題		10	0.4%
薬物関連問題		57	2.1%
ギャンブル関連問題		64	2.3%
ゲーム		5	0.2%
思春期精神保健	不登校	1	0.1%
	不登校以外の学校に関する問題	0	0.0%
	精神症状・身体症状	17	0.6%
	その他	4	0.2%
心の健康	精神症状・身体症状	1656	60.7%
	仕事や職場の悩み	155	5.7%
	家族関係や家庭に関する悩み	369	13.5%
	家族・職場以外の人間関係の悩み	139	5.1%
	嗜癖	34	1.2%
	その他	120	4.4%
幼児期・学童期の問題		0	0.0%
うつ・うつ状態		24	0.9%
摂食障害		1	0.1%
てんかん		0	0.0%
その他		57	2.1%
合計		2724	100.0%

4. 依存症対策関連事業

(1) アルコール依存症

① アルコール関連問題セミナー（再掲）

「依存症対策地域支援事業」により、アルコール依存症に関する普及啓発を目的に本セミナーを開催した。

主 催 島根大学、島根県立心と体の相談センター
共 催 公益社団法人島根県酒新生会
日 時 令和7年12月12日（金）10：25～12：05
会 場 島根大学
参加者 島根大学の学生等（32名）
内 容 i）講義「酒と健康」
講師 島根大学 保健管理センター 准教授 杉原志伸氏
ii）体験発表「アルコール依存症と回復へのみちのり」
発表者 島根県酒新生会 会員

② アルコール関連問題支援者研修会

「依存症対策地域支援事業」により、アルコール健康障がい等の早期発見と進行防止を目的に、潜在的にアルコール健康障がい等を有する者に対応する関係機関の職員を対象とした研修会を開催した。

日 時 令和7年10月7日（火）14：00～15：50
方 法 オンラインによるライブ配信
参加者 保健・医療・福祉の関係者等 93名
内 容 講演「アルコール健康障がい等の2次予防 ～具体的な節酒指導方法～」
講師 福田貴博氏（医療法人見松会 あきやま病院 副院長）

(2) ギャンブル等依存症

① SAT-G 集団プログラム

平成27年11月から、認知行動療法の手法を活用したギャンブル等依存症に特化した回復支援プログラムである島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（通称、SAT-G）を実施している。

日 時 毎月第4水曜日 13:30～15:30
会 場 当センター
内 容 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム SAT-G の集団プログラム
参 加 全12回 延べ 59名（実人数 11名）
視察者 令和7年10月22日 精神科医療機関（1名）、保健所（2名）
令和7年11月26日 精神科医療機関（1名）、保護観察所（1名）

② ギャンブル等依存症支援者養成研修会〔初任者向け〕

「依存症対策地域支援事業」により、地域において新たに専門相談や回復支援プログラム等のギャンブル等依存症の支援を担う人材を養成することを目的に初任者向けの研修会を開催した。

日 時 第1回 令和7年10月22日（水）9：30～15：30
第2回 令和7年11月26日（水）9：30～15：10
会 場 当センター
参加者 5名（第1回3名、第2回2名）
内 容 (i) 講義・演習
「ギャンブル等の問題に関する相談の受け方を学ぶ」
「認知行動療法の手法を活用したギャンブル等依存症の回復支援プログラムの技法を学ぶ」
講師 当センター職員
(ii) SAT-G 集団プログラム見学

③ ギャンブル関連問題関係者セミナー

「依存症対策地域支援事業」により、ギャンブル等依存症の早期発見、早期介入を目的に潜在的にギャンブル等依存症者等に対応する機会がある関係機関の職員を対象とした研修会を開催した。

日 時 令和8年1月29日(木) 14:00～15:50

方 法 オンラインによるライブ配信

参加者 保健・医療・福祉の関係者等 37名

内 容 (i) 講演「これからの依存症支援の連携のカタチ ―「つなぐ」から「つながる」へ―」
講師 西念奈津江氏(北陸HIV情報センター)
(ii) グループワーク

④ 司法書士による「ギャンブル等の問題を抱えた当事者・家族等のための個別相談」

「依存症対策地域支援事業」により、ギャンブル等の問題で当センターに来所相談された当事者や家族を対象として、ギャンブル等へののめり込みにより生じた借金等の経済的問題について、法律の専門家である司法書士が、個別相談に応じ、借金の解決に向けて、債務整理や適切な対応の方法について助言等を行う取組を令和6年度から開始している。

会 場 当センター

相談員 司法書士1名、当センター職員

開催日 随時

実 績 0件

(3) 依存症対策連携会議(アルコール分科会・ギャンブル分科会)

「依存症対策地域支援事業」により、行政や医療等の関係機関が依存症対策に関する取組や課題について共有し、連携体制の構築を図ることで依存症患者等に対する包括的な支援を実施することを目的として、令和5年度から本会議を立ち上げた。令和6年度からは、アルコール分科会とギャンブル分科会を設け、疾患別の連携体制構築の取組を行っている。

① アルコール分科会

日 時 令和7年8月22日(金) 14:00～15:30

方 法 オンライン会議

対 象 精神科病院、島根県断酒新生会(自助グループ)、市町村、障がい福祉課、各保健所(相談拠点)
当センター

参加機関 27機関

内 容 (i) 島根県アルコール健康障がい対策推進計画(第2期)について
(ii) 取組報告
保健所(隠岐保健所)
自助グループ(島根県断酒新生会)
(iii) グループワーク
(iv) その他

② ギャンブル分科会

日 時 令和7年11月19日(水) 15:00～16:15

方 法 オンライン会議

対 象 専門医療機関及び治療拠点機関、障がい福祉課、各保健所、当センター(相談拠点)

参加機関 12機関

内 容 (i) 島根県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)について
(ii) 各機関や圏域における医療や相談支援等の情報共有
(iii) 意見交換

5. 自死対策推進センター事業

(1) 事業の概要

①目的

地域の状況に応じた自死対策が総合的かつ効率的に推進され、自死のない社会を目指すため、関係機関との連携を図り、研修や情報提供等を行う。

②事業内容

- ・自死予防や対策に関する情報の収集・整理、関係機関への提供を行う自死対策連携推進員の配置
- ・関係機関のネットワーク強化を目的とした連絡調整会議の開催
- ・自死を考えている者や自死遺族支援に携わる者の専門性向上のための人材育成研修の実施

(2) 事業の実績及び成果

①情報提供

- ・ホームページによる情報発信
- ・関係機関への情報提供

②圏域連絡調整会議

日 時 令和7年11月25日（火）14:00～15:20

方 法 オンライン会議

対 象 各市町村、各保健所及び障がい福祉課の自死対策担当者

参加機関 27機関

内 容 (1) 島根県の自死の状況及び島根県自死対策総合計画に基づく対策の取組状況について
(2) 意見交換（テーマ「自死リスクの高い方や未遂者への支援の取組状況と課題」）

③人材育成研修

○ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者養成講習会

日 時 1日目 令和7年5月16日（金）9:30～16:30

2日目 令和7年5月30日（金）9:30～16:30

方 法 オンラインによるライブ配信

対 象 市町村、保健所で自死対策及びゲートキーパー養成研修に携わる職員

参加者 16名

内 容 メンタルヘルス・ファーストエイドを学び、「つなぐ」ゲートキーパーを養成する指導者として必要な知識と技術を身に付ける

講 師 ・大塚 耕太郎氏

（岩手医科大学医学部神経精神科学講座教授/災害・地域精神医学講座特命教授）

・加藤 隆弘氏（北海道大学大学院医学研究院神経病態学分野精神医学教室 教授）

・小原 圭司氏（大阪商業大学客員教授/社会医療法人正光会 松ヶ丘病院名誉院長）

ファシリテーター

・赤平 美津子氏（岩手医科大学医学部災害・地域精神医学講座特命助教）

○ゲートキーパー養成研修

日 時 令和8年2月11日（水）13:30～16:00

会 場 いきいきプラザ島根 403研修室

対 象 島根いのちの電話相談員

参加者 63名（一部の受講者はオンラインによるライブ配信にて受講）

内 容 ゲートキーパー・スキルアップ研修（うつ病編）

○ゲートキーパー・スキルアップ研修指導者実習

日 時 令和8年2月11日（水）13:30～16:30

対 象 市町村、保健所で自死対策及びゲートキーパー養成研修に携わる職員で

ゲートキーパー・スキルアップ研修の講師資格(※)を有する者

※当センターが開催する指導者養成講習会（メンタルヘルス・ファーストエイドの研修プログラム）を受講し、MHFA実施者（エイダー）として認定を受けた者

参加者 7名

内 容 ゲートキーパー・スキルアップ研修の講義の見学及び演習補助

ゲートキーパー研修に関する情報交換等

④普及啓発

○リーフレットの作成、配布

- ・ストレスチェックリーフレット『『助けて』って言っているんだよ。』を関係機関に配布し、啓発を推進した。

○教材作成

- ・「ゲートキーパー手帳（令和5年12月改訂版）」をゲートキーパーとなる人材を養成する研修で利用するために、保健所、市町村に配布した。

島根県では、『自殺・自死』用語の取り扱いについて、平成25年4月1日から、「県行政における一般的な取り扱いとしては、『自死』を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用する。」こととしております。本書においても、原則として『自死』を用いていますが、事業名など改めることが不適切なものについては『自殺』と表記しております。

6. 自死遺族支援

「島根県自死対策総合計画」（策定：平成19年度、最終改訂：令和5年度）に基づき、当センターでは以下の自死遺族支援を実施している。

（１）「自死遺族のつどい」、「自死遺族のための相談会」の経緯

- ・平成19年8月 島根県自殺総合対策庁内連絡会設置
所長が構成員として参画し、自殺対策の推進及び県計画策定並びに島根県自殺総合対策連絡協議会の運営等に関する検討を実施
- ・平成19年12月22日 島根県及び島根県自殺総合対策連絡協議会の主催により「自殺対策シンポジウム in しまね」を開催
- ・平成20年 1月28日 同シンポジウムに参加した自死遺族等を対象として、障害者福祉課と心と体の相談センターが共催し、「自死遺族の会準備会」を開催
- ・平成20年 3月22日 「自死遺族の会準備会」をベースとして、第1回目の「自死遺族のつどい」

- を開催
・平成24年 4月 遺族の要望を踏まえ、「自死遺族のつどい（分かち合いの会）」の標記を、
「自死遺族のつどい」に変更

※ 平成 20 年 3 月から平成 24 年度末まで実施した「自死遺族のつどい」の実績、県内で活動する自死遺族自助グループの活動状況を踏まえ、当センターにおける「自死遺族のつどい」の果たす役割は終了したと考えられたため、「自死遺族のつどい」は平成 24 年度で終了とした。

※ 平成 25 年度からは司法書士と連携し、法的な相談に対応する「自死遺族のための相談会」を開催し、平成 27 年度からは相談者の希望に沿った日時・場所での個別開催としている。

（２）自死遺族のための個別相談（司法書士相談）

目 的 自死により大切な家族を亡くされた後、法的な問題等様々なトラブルに巻き込まれる場合があるため、法律の専門家である司法書士と協力して遺族の相談に応じ、遺族支援の充実を図る。

会 場 島根県立心と体の相談センター・各保健所ほか（相談者の希望に応じて調整）

主 催 島根県立心と体の相談センター

相談員 司法書士1名、心と体の相談センター職員

開催日 随時（相談者の希望に応じて調整）

実 績 1件

（３）自死遺族相談専用電話「専門相談ダイヤル」

開設時期 平成 20 年 2 月

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・休日を除く）の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

実 績 8 件

（４）自死遺族支援研修会

日 時 令和 7 年 11 月 14 日（金）13:20～15:30

方 法 オンラインによるライブ配信

対象者 行政職員、精神保健分野の専門職

島根県自死総合対策連絡協議会構成団体に属する者

その他関係機関職員、自死遺族支援に関連する団体の関係者等

参加者 40 名

内 容 ・講演「遺族の本当の気持ちとは」

・講師 桑原 正好 氏（自死遺族自助グループ しまね分かち合いの会・虹 代表）

・体験発表（自死遺族からのメッセージ）

7. 精神医療審査会

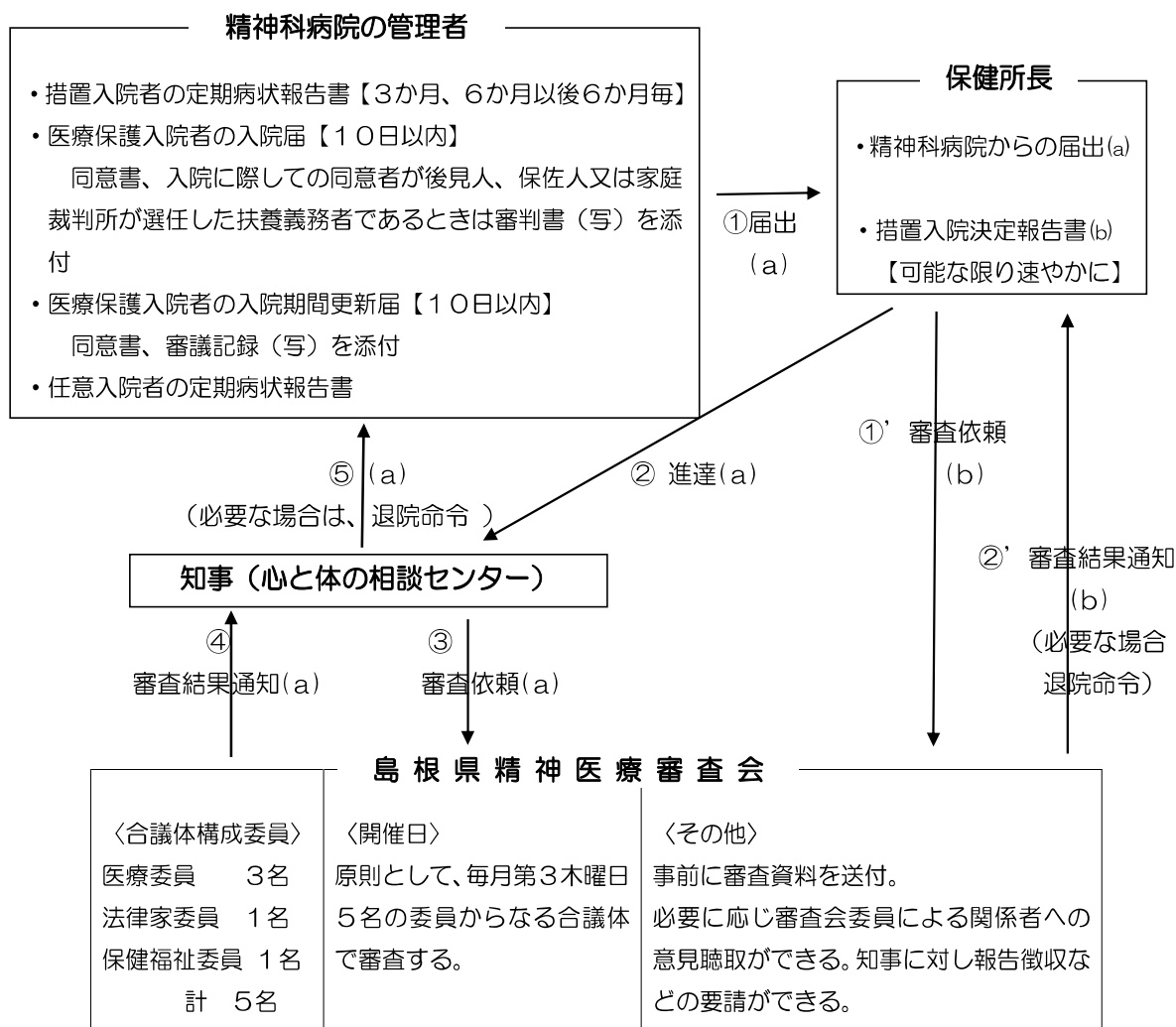
精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定により、精神障がい者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から設けられたもので、精神障がい者の入院の必要があるか、又は処遇が適当であるか審査を行うため県に設置されている。

(1) 精神医療審査会における審査事項

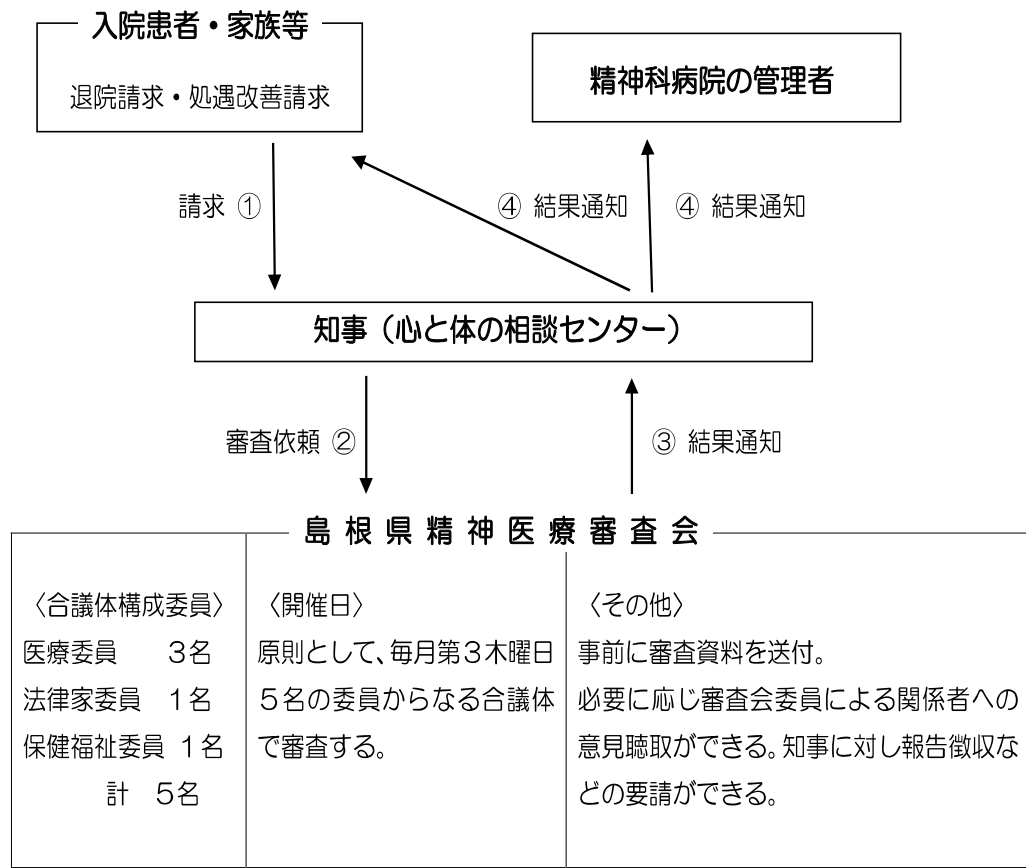
- ア. 措置入院決定報告（法第38条の3第2項）
- イ. 措置入院者に係る定期の報告（法第38条の3第2項）
- ウ. 医療保護入院者の入院届（法第38条の3第2項）
- エ. 医療保護入院者の入院期間更新届（法第38条の3第2項）
- オ. 入院患者又はその家族等からの退院等の請求（法第38条の5第2項）
- カ. 任意入院者に係る定期の報告（改善命令等を受けた精神科病院のみ／法第38条の3第6項）

(2) 事務の流れ

～各種届出（上記審査事項ア、イ、ウ、エ、カ）の審査～



～退院請求・処遇改善請求（上記審査事項オ）の審査～



(3) 精神医療審査会の審査状況

① 定期の報告等（直近5年分）

		審査件数	審査結果件数		
			現在の入院 形態が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院継続 不要
医療保護入院時の届出					
R 3 年度		1,244	1,244	0	0
4 年度		1,121	1,121	0	0
5 年度		1,100	1,100	0	0
6 年度		1,063	1,063	0	0
7 年度		1,084	1,081	0	0
入院 中 の 定 期 病 状 報 告	医療保護入院				
	R 3 年度	787	787	0	0
	4 年度	800	800	0	0
	5 年度	736	736	0	0
	6 年度	75	75	0	0
	7 年度	－	－	－	－
	措置入院				
	R 3 年度	13	13	0	0
	4 年度	6	6	0	0
	5 年度	9	9	0	0
	6 年度	19	19	0	0
	7 年度	15	15	0	0
措置入院決定報告					
R 6 年度		36	36	0	0
7 年度		40	40	0	0
医療保護入院更新届					
R 6 年度		686	686	0	0
7 年度		1,490	1,490	0	0
合計					
R 3 年度		2,044	2,044	0	0
4 年度		1,927	1,927	0	0
5 年度		1,845	1,845	0	0
6 年度		1,879	1,879	0	0
7 年度		2,629	2,626	0	0

※医療保護入院時の届出審査の内、3件はR7年度末時点で継続審査中のため計上なし

②退院等の請求（取り下げ分、退院による審査打ち切り分を除く）

	請求件数	審査件数	審 査 結 果 件 数		
			入院又は 処遇が適当	他の入院形態 への移行が適当	入 院 又 は 処 遇は不適当
退院の請求					
R 2 年度	34	34	34	0	0
3 年度	28	28	28	0	0
4 年度	23	23	23	0	0
5 年度	33	33	33	0	0
6 年度	27	27	26	1	0
7 年度	21	21	21	0	0
処遇改善の請求					
R 2 年度	9	9	9	0	0
3 年度	16	16	16	0	0
4 年度	1	1	1	0	0
5 年度	8	8	8	0	0
6 年度	2	2	2	0	0
7 年度	5	5	5	0	0
合計					
R 2 年度	43	43	43	0	0
3 年度	44	44	44	0	0
4 年度	24	24	24	0	0
5 年度	41	41	41	0	0
6 年度	29	29	28	1	0
7 年度	26	26	26	0	0

8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定

(1) 精神障害者保健福祉手帳等判定審査会

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、精神障害者保健福祉手帳の交付判定と通院医療の支給認定が精神保健福祉センターの行う業務と位置づけられた。これに伴い、当センターでは「島根県精神障害者保健福祉手帳等判定審査会運営要領」により、複数の精神保健指定医による審査会を月 2 回開催し、診断書を添付して申請のあった手帳、自立支援医療（精神通院医療）については、その判定を経て交付を行っている。

なお、精神通院については、平成 18 年度に施行された障害者自立支援法に基づき自立支援医療（精神通院医療）へと、根拠法及び名称が変更されている。（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改称）

(2) 令和 7 年度月別承認状況

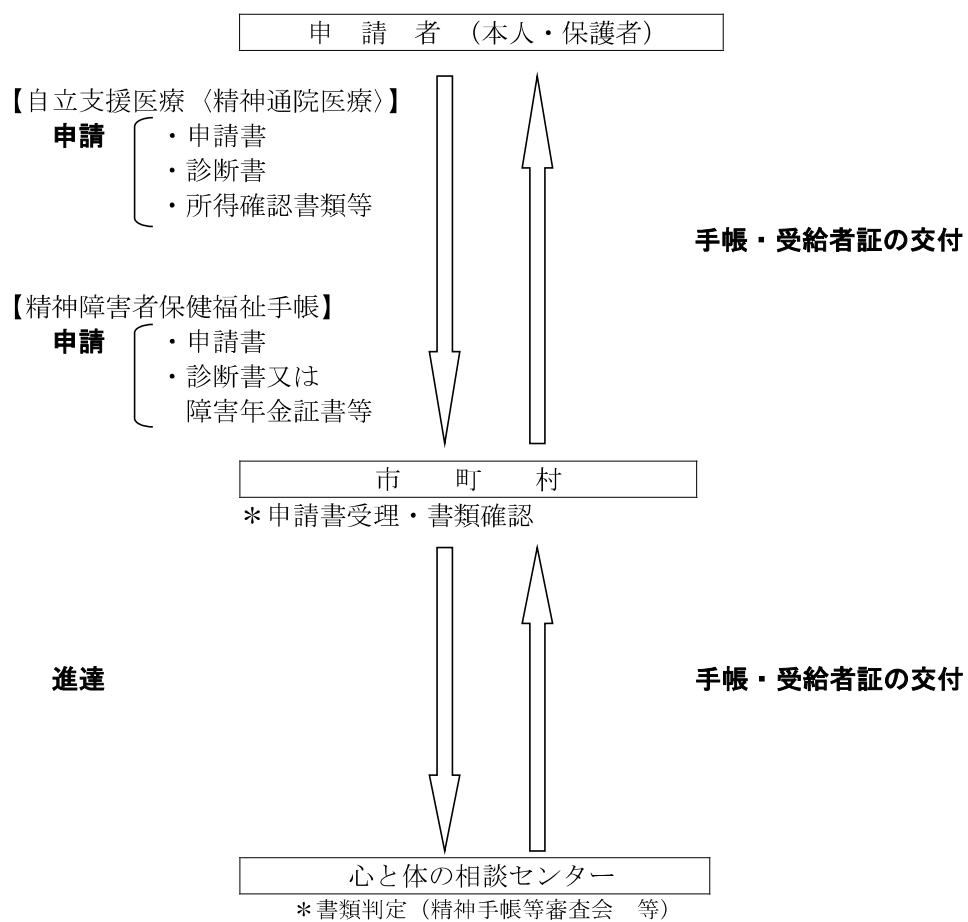
下表のとおり、手帳及び受給者証を交付している。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療） 月別承認件数

月	手帳		精神通院医療
	承認件数	うち診断書	承認件数
4 月	414	268	1, 675
5 月	526	348	1, 954
6 月	451	304	1, 813
7 月	464	292	1, 708
8 月	411	284	1, 682
9 月	393	261	1, 664
10 月	376	233	1, 320
11 月	380	254	1, 474
12 月	545	387	2, 035
1 月	352	282	1, 710
2 月	537	292	1, 873
3 月	501	334	1, 910
計	5, 350	3, 539	20, 818

（令和 8 年 6 月 3 0 日作成）

(3) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）事務の流れ



「島根県ひきこもり支援センター編」

◇ 島根県ひきこもり支援センター編

平成27年4月島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」を設置し、面接相談や電話相談、家族教室の開催や関係機関との連携・情報発信など、さまざまな取り組みを行っている。また各保健所がひきこもり支援センターのサテライトとして、相談対応を行っている。

1. 電話相談・来所訪問相談

(1) ひきこもり相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
電話相談件数	231	174	215	147	258	374	187	189	180	144	154
来所訪問・実件数	116	133	144	118	139	101	63	62	47	53	59
来所訪問・延件数	493	583	620	538	604	476	280	305	270	295	312

* 島根県ひきこもり支援センター、各保健所および、R3年度実績からは島根県ひきこもり支援センター地域拠点いっぽ分を合計したもの（いっぽはR3～R6分のみ計上）。

* 精神保健福祉相談の中でひきこもり状態にある者に関する相談について、ひきこもり相談として計上。

(2) 相談対象者の内訳

		来所・実人数		
		男性	女性	計
年齢階層	10代	1	4	5
	20代	9	4	13
	30代	11	6	17
	40代	13	4	17
	50代以上	3	3	6
	年齢不明	0	1	1
計		37	22	59

* 島根県ひきこもり支援センター、各保健所分を合計したもの。

2. 小集団グループ活動

ひきこもりの悩みを抱える者が安心して定期的に通うことのできる場を提供し、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図る目的で開催した。

(1) クローバー

対象者 主としてひきこもりの悩みを抱え、社会参加が困難である中学校卒業以降の年齢にある者で、社会参加が困難なもの（但し、統合失調症、うつ病等の精神疾患に起因するものは除く）。

開催日 毎月第1、第2、第4木曜日 13:30～16:00

プログラム ストレッチ（3B体操、ヨガ）、レザークラフト、SST など

<開催状況>

開催回数	33回
登録実人数	3人
参加延人数	41人
平均参加人数	1.2人

<登録者の男女別、性別内訳>

	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
男性	0	1	0	2	3
女性	0	0	0	0	0
計	0	1	0	2	3

<来所経路>

前年度から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	市町村	合計
2	1	0	0	0	3

(2) しろつめくさ

ひきこもっている女性にとって、男性のみの集団に参加することはハードルが高いと考えられるため、平成29年度から女性のみを対象とした小集団グループ活動「しろつめくさ」を開催することとした。

対象者 クローバーへの参加が困難な女性

開催日 月1回 13:30～15:30

プログラム 手芸作品づくり、塗り絵 など

<開催状況>

開催回数	12回
登録実人数	2人
参加延人数	16人
平均参加人数	1.3人

<登録者の年齢内訳>

16～20歳	21～25歳	26～30歳	31歳～	合計
0	1	0	1	2

<来所経路>

前年度以前から継続参加	直接来所	医療機関	保健所	市町村	合計
1	1	0	0	0	2

3. ひきこもり家族教室

目 的 ひきこもり当事者のいる家族の方が、当事者への理解や対応方法を学び、家族自身の不安を軽減し、問題の解決に向けて取り組むことを目的として開催した。

対象者 中学校卒業後のひきこもり状態の当事者がいる家族

日 時 令和7年9月30日 13:30～15:00 家族教室
15:00～16:00 家族交流会

方 法 県内の保健所圏域ごとに会場を設置(7ヶ所)。主会場では対面講義を行い、他の会場はZoomオンラインでつないで聴講するハイブリット方式で行った

場 所 主会場(対面): いきいきプラザ島根 404 研修室

他の会場: 出雲保健所、雲南保健所、県央保健所、浜田合庁、益田合庁、島前集合庁舎、隠岐合庁

内 容 講義「ひきこもりの理解のために」

講師 島根県立心と体の相談センター所長 岡崎四方

参加者 家族教室 22名

家族交流会 12名

4. 家族会支援

実績なし

5. 市町村等への技術支援・研修の実施

困難事例等に関する市町村等関係機関への技術援助、各種研修講師派遣、ネットワーク会議への参加
計8回

6. 支援会議等

(1) ひきこもり支援総合会議・支援従事者研修

※令和4年度より、島根県ひきこもり支援連絡協議会・ひきこもり支援担当者会議・支援従事者研修を
合同開催とし、名称を「ひきこもり支援総合会議・支援従事者研修」としている。

目 的 ひきこもり支援の充実を図るため、各関係機関が連携し、総合的な支援体制の取り組みを進める
とともに、講義や演習を通し支援者の相談技術向上を図ることを目的として開催した。

日 時 令和7年6月24日 13:30～16:00

方 法 Zoom オンライン会議

内 容 ①ひきこもり支援施策の行政説明・意見交換（島根県障がい福祉課）

②島根県ひきこもり相談の実績・統計説明（島根県立心と体の相談センター）

③講義「ひきこもりがちな家族を抱える方への支援のコツ」

講師 島根県立心と体の相談センター所長 岡崎四方

④事例検討

参 加 63人

(2) 県民向けひきこもり支援研修会

目 的 ひきこもりは長期化することが多く、家族の高齢化に伴う8050問題が生じ、生活費や相続問
題等のお金に関する課題が顕在化している状況がある。家族が高齢になった時や親亡き後、本人・
家族がどのような制度を活用し、どのような生活設計を立てて準備しておくとういか、家族や支
援者が学ぶことを目的として開催した。

日 時 令和7年12月9日 14:00～15:30

方 法 会場（いきいきプラザ島根 401 研修室）での聴講、もしくはZoomによるオンラインでの聴講

内 容 講演：「ひきこもりの子を持つ親の生活設計」

講師：おりーぶ行政書士&FP事務所 小室寿明 先生

参 加 41人

7. 広報啓発

ホームページ、テレビ、ラジオ放送を活用し、ひきこもり支援や研修開催の周知を行った。

III 資 料

Ⅲ 資 料

1. 島根県立心と体の相談センター条例

平成16年12月24日 島根県条例第82号

(改正 平成18年条例第16号)

(改正 平成20年条例第2号、第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(使用料等の納付)

第3条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第4条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

【2～4】略

附 則（平成18年条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【2】略

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 別	使 用 料 又 は 手 数 料
診察（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付その他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付を受けることができる場合）	診療報酬の算定方法（健康保険法第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき療養の給付に要する費用の額の算に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）で定める医科診療報酬の点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付	1通につき 720円

2. 市町村の障がい者福祉担当窓口

令和8年4月1日現在

市町村名	課 名	電 話	FAX	管内		
				児童相談所	保健所	年金事務所
松江市	障がい者福祉課	0852-55-5945	0852-55-5309	中央	松江	松江
浜田市	高齢障がい福祉課	0855-25-9322	0855-22-9733	浜田	浜田	浜田
出雲市	福祉推進課	0853-21-6959	0853-21-6598	出雲	出雲	出雲
益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120	益田	益田	浜田
大田市	高齢・障がい福祉課	0854-83-8142	0854-82-9730	浜田	県央	出雲
		0854-83-8143				
安来市	福祉課	0854-23-3216	0854-32-9008	中央	松江	松江
江津市	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7934	0855-52-4512	浜田	浜田	浜田
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049	出雲	雲南	松江
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052			出雲
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775			
川本町	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635	浜田	県央	浜田
美郷町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505			
邑南町	医療福祉政策課	0855-95-1115	0855-95-0268			
津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650	益田	益田	
吉賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891			
海士町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208	中央	隠岐	松江
西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683			
知夫村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093			
隠岐の島町	保健福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630			

3. 各手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付状況

(1) 身体障害者手帳

①市町村別：等級別：年齢別(18歳未満・65歳以上) 身体障害者手帳所持者数

令和8年3月31日現在

	1級			2級			3級			4級			5級			6級			合計		
		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上
松江市	2,721	68	1,956	993	27	653	1,039	12	811	1,719	15	1,398	351	3	248	616	4	520	7,439	129	5,586
浜田市	729	8	587	269	4	194	384	2	332	564	7	481	146	0	123	231	1	203	2,323	22	1,920
出雲市	2413	58	1825	889	19	636	917	10	771	1503	8	1261	342	6	253	557	3	472	6,621	104	5,218
益田市	606	16	471	290	6	222	348	3	295	560	2	502	202	0	176	329	1	303	2,335	28	1,969
大田市	527	7	423	198	2	150	242	2	202	344	0	305	93	0	76	136	1	125	1,540	12	1,281
安来市	496	9	365	180	0	146	252	0	212	482	0	425	89	0	66	136	1	125	1,635	10	1,339
江津市	325	4	253	114	2	77	164	2	129	270	2	232	65	1	56	107	2	90	1,045	13	837
雲南市	576	10	462	179	5	133	269	2	235	448	1	398	81	0	70	178	3	150	1,731	21	1,448
奥出雲町	196	2	158	76	0	65	79	0	70	171	0	160	39	0	32	68	0	60	629	2	545
飯南町	86	0	65	32	0	27	53	1	44	78	0	68	22	0	20	26	1	24	297	2	248
川本町	59	2	48	35	1	28	33	0	31	58	0	52	16	0	14	24	0	22	225	3	195
美郷町	75	0	64	34	0	28	43	0	38	72	1	61	20	0	17	21	0	20	265	1	228
邑南町	135	2	111	76	0	60	91	0	82	144	0	133	35	0	33	59	1	50	540	3	469
津和野町	126	1	104	47	3	40	74	1	70	144	0	129	43	0	39	45	0	42	479	5	424
吉賀町	107	2	88	36	0	29	73	1	68	116	1	108	41	0	36	53	0	51	426	4	380
海士町	30	0	25	26	0	24	29	0	29	56	0	54	9	0	9	10	0	10	160	0	151
西ノ島町	41	0	32	22	0	18	31	0	29	53	0	51	17	0	15	11	0	10	175	0	155
知夫村	5	0	4	4	0	4	10	0	10	22	0	22	5	0	5	4	0	4	50	0	49
隠岐の島町	218	1	174	79	0	67	102	1	95	149	0	129	28	0	26	45	2	39	621	4	530
合 計	9,471	190	7,215	3,579	69	2,601	4,233	37	3,553	6,953	37	5,969	1,644	10	1,314	2,656	20	2,320	28,536	363	22,972
構成比	33.2%	52.3%	31.4%	12.5%	19.0%	11.3%	14.8%	10.2%	15.5%	24.4%	10.2%	26.0%	5.8%	2.8%	5.7%	9.3%	5.5%	10.1%			

②-1 市町村別：障がい別：年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和8年3月31日現在

	視覚機能障害			聴覚・平衡機能障害			音声・言語・そしゃく機能障害			肢 体 不 自 由			内 部 障 害			合 計		
	18歳未満	65歳以上		18歳未満	65歳以上		18歳未満	65歳以上		18歳未満	65歳以上		18歳未満	65歳以上		18歳未満	65歳以上	
松江市	573	9	402	903	21	713	82	0	57	3,373	80	2,377	2,508	19	2,037	7,439	129	5,586
浜田市	147	0	123	275	3	236	26	0	20	1151	10	919	724	9	622	2,323	22	1,920
出雲市	514	5	407	767	14	639	98	0	67	2935	63	2230	2307	22	1875	6,621	104	5,218
益田市	135	0	112	401	7	357	15	0	12	1188	15	992	596	6	496	2,335	28	1,969
大田市	132	0	108	186	1	163	17	0	10	721	8	593	484	3	407	1,540	12	1,281
安来市	107	0	80	246	1	225	13	0	10	730	8	571	539	1	453	1,635	10	1,339
江津市	70	1	60	138	5	118	15	1	8	486	4	364	336	2	287	1,045	13	837
雲南市	94	1	70	220	7	189	16	0	14	833	7	688	568	6	487	1,731	21	1,448
奥出雲町	51	1	42	80	0	72	3	0	2	310	1	266	185	0	163	629	2	545
飯南町	22	0	20	26	2	21	2	0	1	155	0	132	92	0	74	297	2	248
川本町	15	0	13	31	1	28	4	0	2	111	1	92	64	1	60	225	3	195
美郷町	21	0	20	29	0	26	3	0	3	137	0	111	75	1	68	265	1	228
邑南町	38	0	33	58	0	51	9	0	7	282	3	239	153	0	139	540	3	469
津和野町	28	0	27	53	0	50	6	0	5	239	4	206	153	1	136	479	5	424
吉賀町	23	0	20	61	0	57	8	0	8	216	3	187	118	1	108	426	4	380
海士町	14	0	13	14	0	14	1	0	1	105	0	99	26	0	24	160	0	151
西ノ島町	17	0	14	16	0	12	1	0	1	96	0	83	45	0	45	175	0	155
知夫村	2	0	2	8	0	8	1	0	1	29	0	28	10	0	10	50	0	49
隠岐の島町	48	0	45	66	2	58	11	0	7	274	1	234	222	1	186	621	4	530
合 計	2,051	17	1,611	3,578	64	3,037	331	1	236	13,371	208	10,411	9,205	73	7,677	28,536	363	22,972
構成比	7.2%			12.5%			1.2%			46.9%			32.3%					

②-2 市町村別：障がい別：男女別 身体障害者手帳所持者数

令和8年3月31日現在

	視覚機能障害			聴覚・平衡機能障害			音声・言語・そしゃく機能障害			肢 体 不 自 由			内 部 障 害			合 計		
		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
松江市	573	285	288	903	338	565	82	52	30	3,373	1,486	1,887	2,508	1,362	1,146	7,439	3,523	3,916
浜田市	147	62	85	275	105	170	26	20	6	1,151	505	646	724	411	313	2,323	1,103	1,220
出雲市	514	237	277	767	313	454	98	68	30	2,935	1363	1572	2,307	1334	973	6,621	3,315	3,306
益田市	135	65	70	401	142	259	15	10	5	1,188	496	692	596	324	272	2,335	1,037	1,298
大田市	132	63	69	186	80	106	17	11	6	721	324	397	484	258	226	1,540	736	804
安来市	107	41	66	246	103	143	13	8	5	730	336	394	539	298	241	1,635	786	849
江津市	70	34	36	138	60	78	15	11	4	486	220	266	336	178	158	1,045	503	542
雲南市	94	45	49	220	92	128	16	13	3	833	357	476	568	322	246	1,731	829	902
奥出雲町	51	27	24	80	30	50	3	3	0	310	139	171	185	108	77	629	307	322
飯南町	22	9	13	26	12	14	2	2	0	155	72	83	92	50	42	297	145	152
川本町	15	7	8	31	15	16	4	3	1	111	44	67	64	37	27	225	106	119
美郷町	21	10	11	29	12	17	3	3	0	137	65	72	75	46	29	265	136	129
邑南町	38	15	23	58	26	32	9	5	4	282	127	155	153	84	69	540	257	283
津和野町	28	10	18	53	19	34	6	5	1	239	100	139	153	78	75	479	212	267
吉賀町	23	9	14	61	29	32	8	6	2	216	87	129	118	63	55	426	194	232
海士町	14	7	7	14	6	8	1	1	0	105	36	69	26	12	14	160	62	98
西ノ島町	17	8	9	16	4	12	1	1	0	96	40	56	45	24	21	175	77	98
知夫村	2	1	1	8	3	5	1	1	0	29	6	23	10	6	4	50	17	33
隠岐の島町	48	16	32	66	28	38	11	5	6	274	117	157	222	125	97	621	291	330
合 計	2,051	951	1,100	3,578	1,417	2,161	331	228	103	13,371	5,920	7,451	9,205	5,120	4,085	28,536	13,636	14,900

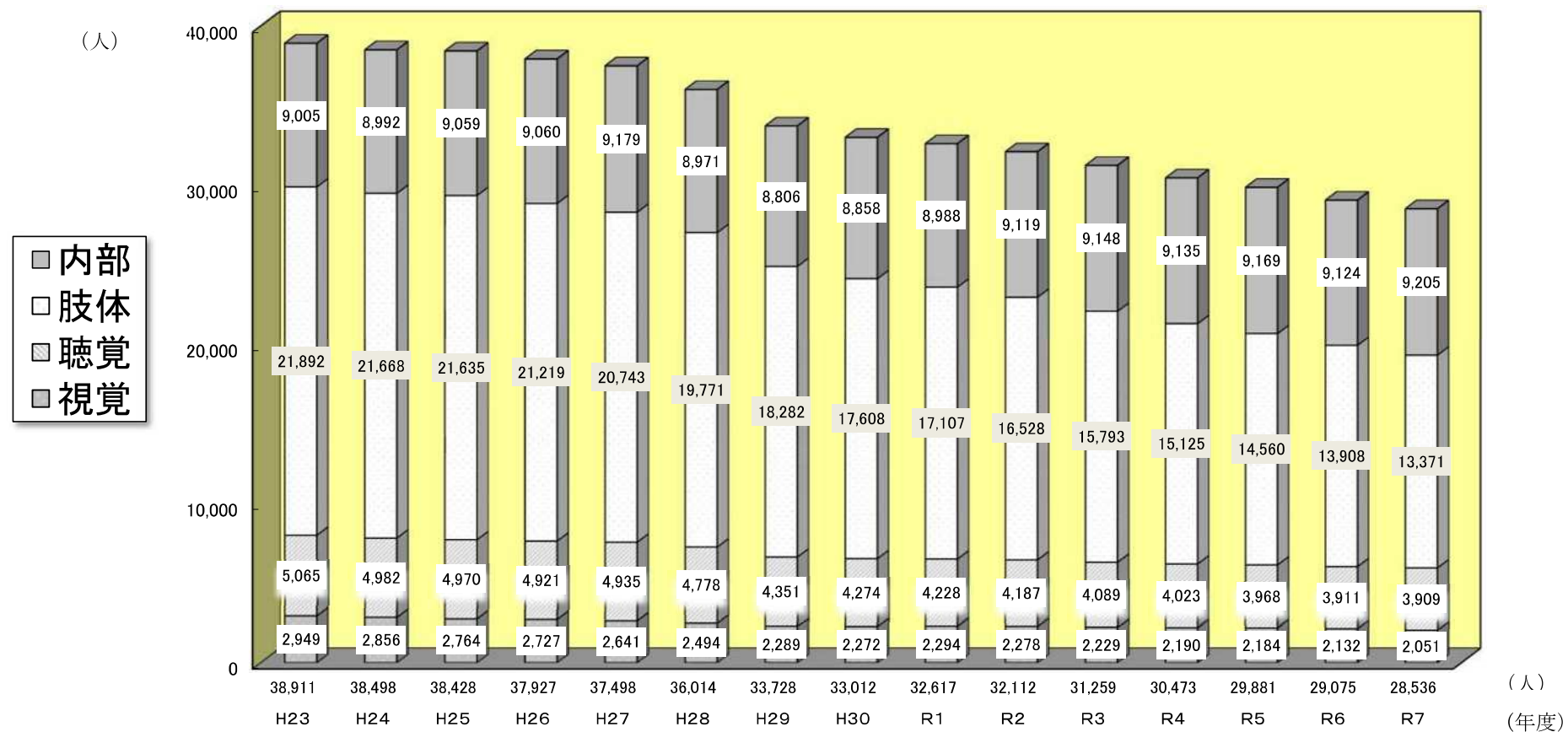
③ 障がい別・等級別・年齢別（18歳未満・65歳以上）身体障害者手帳所持者数

令和8年3月31日現在

	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級			合 計		
		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上		18歳 未 満	65歳 以 上
視 覚 機 能 障 害	689	4	536	697	3	551	103	2	80	162	4	127	276	4	209	124	0	108	2,051	17	1,611
聴 覚・平 機 能 障 害	138	3	106	569	34	352	388	4	316	631	7	561	26	0	19	1,826	16	1,683	3,578	64	3,037
聴 覚	138	3	106	565	34	351	370	4	304	631	7	561	10	0	8	1,826	16	1,683	3,540	64	3,013
平 衡 機 能	0	0	0	4	0	1	18	0	12	0	0	0	16	0	11	0	0	0	38	0	24
音 声・言 語・そ しゃく機 能 障 害	4	0	3	18	0	14	161	0	138	148	1	81	0	0	0	0	0	0	331	1	236
肢 体 不 自 由	2,993	140	1,902	2,192	32	1,614	2,270	13	1,878	3,868	13	3,402	1,342	6	1,086	706	4	529	13,371	208	10,411
上 肢	1,515	39	1,101	1,107	11	836	533	7	354	492	4	385	364	1	302	287	0	216	4,298	62	3,194
下 肢	491	19	322	578	13	428	1,442	4	1,308	3,333	8	2,986	767	1	630	404	4	308	7,015	49	5,982
体 幹	806	50	474	477	3	350	284	1	214	36	0	31	202	4	154	9	0	5	1,814	58	1,228
脳 原 性 運 動 機 能 障 害	181	32	5	30	5	0	11	1	2	7	1	0	9	0	0	6	0	0	244	39	7
上肢機能	144	27	4	19	3	0	9	0	2	6	1	0	7	0	0	3	0	0	188	31	6
移動機能	37	5	1	11	2	0	2	1	0	1	0	0	2	0	0	3	0	0	56	8	1
内 部 障 害	5,647	43	4,668	103	0	70	1,311	18	1,141	2,144	12	1,798	0	0	0	0	0	0	9,205	73	7,677
心臓機能障害	3,685	28	3,247	59	0	54	1,062	15	942	715	6	577	0	0	0	0	0	0	5,521	49	4,820
じん臓機能障害	1,795	1	1,317	3	0	2	58	0	48	20	0	18	0	0	0	0	0	0	1,876	1	1,385
呼吸器機能障害	104	4	80	4	0	4	111	0	97	68	1	60	0	0	0	0	0	0	287	5	241
ぼうこう・直腸機能障害	4	0	3	3	0	2	65	2	49	1,312	5	1,139	0	0	0	0	0	0	1,384	7	1,193
小腸機能障害	5	1	3	1	0	1	5	1	3	7	0	1	0	0	0	0	0	0	18	2	8
免疫機能障害	8	0	0	14	0	0	8	0	0	19	0	2	0	0	0	0	0	0	49	0	2
肝臓機能障害	46	9	18	19	0	7	2	0	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	70	9	28
合 計	9,471	190	7,215	3,579	69	2,601	4,233	37	3,553	6,953	37	5,969	1,644	10	1,314	2,656	20	2,320	28,536	363	22,972

令和8年3月31日現在

④ 身体障害者手帳所持者数・障がい別推移



(2) 自立支援医療費（精神通院医療）精神障害者保健福祉手帳
 ①市町村別自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和8年3月31日現在

区分	自立支援医療費 対象者	手帳所持者			
		1 級	2 級	3 級	合計
県 計	20,145	1,718	5,986	2,540	10,244
松江保健所管内	7,976	619	2,442	955	4,016
松江市	6,954	524	2,125	828	3,477
安来市	1,022	95	317	127	539
雲南保健所管内	1,423	101	390	138	629
雲南市	1,002	64	250	90	404
奥出雲町	295	26	101	36	163
飯南町	126	11	39	12	62
出雲保健所管内	5,490	438	1,481	650	2,569
出雲市	5,490	438	1,481	650	2,569
県央保健所管内	1,185	155	424	174	753
大田市	790	114	286	105	505
川本町	92	10	26	12	48
美郷町	89	13	31	17	61
邑南町	214	18	81	40	139
浜田保健所管内	2,065	180	642	362	1,184
浜田市	1,446	122	444	258	824
江津市	619	58	198	104	360
益田保健所管内	1,559	159	490	206	855
益田市	1,177	115	382	161	658
津和野町	202	23	62	21	106
吉賀町	180	21	46	24	91
隠岐保健所管内	447	66	117	55	238
海士町	39	12	17	6	35
西ノ島町	48	13	18	7	38
知夫村	13	0	4	3	7
隠岐の島町	347	41	78	39	158

※令和7年度末に有効期間を有するものの数（令和8年6月30日作成）

②精神障害者保健福祉手帳 月別承認状況

令和8年3月31日現在

月	5年度		6年度		7年度	
	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書	承認件数	うち診断書
4月	323	260	464	292	414	268
5月	384	255	434	307	526	348
6月	490	279	480	315	451	304
7月	354	233	322	217	464	292
8月	411	264	431	272	411	284
9月	346	273	389	256	393	261
10月	480	265	405	256	376	233
11月	400	269	380	255	380	254
12月	300	233	507	340	545	387
1月	472	266	394	262	352	282
2月	381	255	314	251	537	292
3月	379	260	448	256	501	334
計	4,720	3,112	4,968	3,279	5,350	3,539

※令和7年度末に有効期間を有するものの数（令和8年6月30日作成）

③ 市町村別：年齢階層別 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

区分	0歳～ 5歳未満	5歳～ 10歳未満	10歳～ 15歳未満	15歳～ 20歳未満	20歳～ 25歳未満	25歳～ 30歳未満	30歳～ 35歳未満	35歳～ 40歳未満	40歳～ 45歳未満	45歳～ 50歳未満	50歳～ 55歳未満	55歳～ 60歳未満	60歳～ 65歳未満	65歳～ 70歳未満	70歳～	合計
松江市	0	1	15	240	465	462	533	537	633	686	792	682	499	491	918	6,954
浜田市	0	2	8	48	79	67	79	107	120	130	200	126	134	97	249	1,446
出雲市	0	14	75	243	352	382	436	455	462	524	573	506	369	324	775	5,490
益田市	0	0	4	22	53	74	64	87	120	128	146	103	91	78	207	1,177
大田市	0	1	1	15	45	52	41	63	64	93	75	68	81	56	135	790
安来市	0	0	0	27	70	51	63	72	72	95	138	104	94	68	168	1,022
江津市	0	0	1	20	28	35	42	42	64	59	56	74	71	58	69	619
雲南市	0	2	2	39	49	51	56	70	87	105	91	91	71	72	216	1,002
奥出雲町	0	0	1	14	19	18	18	26	30	31	25	28	21	17	47	295
飯南町	0	0	0	2	4	5	12	12	7	9	17	11	7	12	28	126
川本町	0	0	0	0	6	5	7	6	10	5	8	13	7	6	19	92
美郷町	0	0	0	1	3	5	6	10	2	10	8	8	7	10	19	89
邑南町	0	1	1	3	5	15	13	12	20	23	25	30	20	15	31	214
津和野町	0	0	0	1	6	10	7	19	20	12	17	24	27	20	39	202
吉賀町	0	3	4	4	5	6	5	14	17	25	19	7	10	20	41	180
海士町	0	0	0	0	0	2	2	3	1	2	5	6	6	4	8	39
西ノ島町	0	0	0	0	1	0	0	6	6	1	3	7	4	7	13	48
知夫村	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	1	1	2	4	13
隠岐の島町	0	0	0	2	11	10	13	20	20	31	35	31	27	39	108	347
合計	0	24	112	681	1,202	1,250	1,397	1,563	1,755	1,970	2,234	1,920	1,547	1,396	3,094	20,145

(注1) 令和7年度末に有効期間を有するものの数（令和8年6月30日作成）

(注2) 年齢は、年度末で計算

④市町村別・年齢区分別：等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和8年3月31日現在

	18歳未満				18歳以上65歳未満				65歳以上				合計				特記事項
	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	1級	2級	3級	計	
松江市	3	179	92	274	306	1,635	662	2,603	215	311	74	600	524	2,125	828	3,477	
安来市		19	9	28	47	237	110	394	48	61	8	117	95	317	127	539	
<松江圏域>	3	198	101	302	353	1,872	772	2,997	263	372	82	717	619	2,442	955	4,016	
雲南市	1	24	4	29	35	188	75	298	28	38	11	77	64	250	90	404	
奥出雲町		10	1	11	17	71	32	120	9	20	3	32	26	101	36	163	
飯南町		1		1	4	23	11	38	7	15	1	23	11	39	12	62	
<雲南圏域>	1	35	5	41	56	282	118	456	44	73	15	132	101	390	138	629	
出雲市	5	78	54	137	250	1,168	559	1,977	183	235	37	455	438	1,481	650	2,569	
<出雲圏域>	5	78	54	137	250	1,168	559	1,977	183	235	37	455	438	1,481	650	2,569	
大田市	1	10	12	23	55	198	83	336	58	78	10	146	114	286	105	505	
川本町					6	18	8	32	4	8	4	16	10	26	12	48	
美郷町			1	1	1	20	14	35	12	11	2	25	13	31	17	61	
邑南町		1	3	4	10	61	34	105	8	19	3	30	18	81	40	139	
<大田圏域>	1	11	16	28	72	297	139	508	82	116	19	217	155	424	174	753	
浜田市	1	18	29	48	55	334	193	582	66	92	36	194	122	444	258	824	
江津市		6	8	14	21	148	83	252	37	44	13	94	58	198	104	360	
<浜田圏域>	1	24	37	62	76	482	276	834	103	136	49	288	180	642	362	1,184	
益田市	1	8	11	20	55	298	142	495	59	76	8	143	115	382	161	658	
津和野町			2	2	9	49	18	76	14	13	1	28	23	62	21	106	
吉賀町			2	2	9	35	18	62	12	11	4	27	21	46	24	91	
<益田圏域>	1	8	15	24	73	382	178	633	85	100	13	198	159	490	206	855	
海士町					4	10	6	20	8	7		15	12	17	6	35	
西ノ島町			1	1	4	10	6	20	9	8		17	13	18	7	38	
知夫村						2	1	3		2	2	4		4	3	7	
隠岐の島町		1	2	3	17	49	33	99	24	28	4	56	41	78	39	158	
<隠岐圏域>		1	3	4	25	71	46	142	41	45	6	92	66	117	55	238	
県合計	12	355	231	598	905	4,554	2,088	7,547	801	1,077	221	2,099	1,718	5,986	2,540	10,244	

※令和7年度末に有効期間を有するものの数（令和8年6月30日作成）

(3) 療育手帳

①市町村別・年齢区分及び障害程度別療育手帳所持者数

令和8年3月31日現在

	18歳未満			18歳以上65歳未満			65歳以上			合計	特記事項
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
松江市	143	240	383	557	1104	1661	153	167	320	2,364	
安来市	19	41	60	113	221	334	37	35	72	466	
<松江圏域>	162	281	443	670	1,325	1,995	190	202	392	2,830	
雲南市	12	49	61	85	225	310	61	64	125	496	
奥出雲町	2	11	13	31	51	82	14	8	22	117	
飯南町	1	13	14	10	34	44	9	10	19	77	
<雲南圏域>	15	73	88	126	310	436	84	82	166	690	
出雲市	90	253	343	404	937	1341	143	127	270	1,954	
<出雲圏域>	90	253	343	404	937	1,341	143	127	270	1,954	
大田市	18	33	51	104	200	304	59	31	90	445	
川本町	1	3	4	12	30	42	3	7	10	56	
美郷町	0	5	5	20	32	52	13	6	19	76	
邑南町	4	13	17	32	74	106	31	18	49	172	
<大田圏域>	23	54	77	168	336	504	106	62	168	749	
浜田市	27	83	110	146	364	510	65	62	127	747	
江津市	14	29	43	92	141	233	43	23	66	342	
<浜田圏域>	41	112	153	238	505	743	108	85	193	1,089	
益田市	25	69	94	129	260	389	71	60	131	614	
津和野町	2	4	6	12	56	68	7	11	18	92	
吉賀町	3	8	11	25	52	77	9	5	14	102	
<益田圏域>	30	81	111	166	368	534	87	76	163	808	
海士町	0	2	2	4	10	14	3	3	6	22	
西ノ島町	0	3	3	8	13	21	1	3	4	28	
知夫村	0	1	1	1	0	1	1	2	3	5	
隠岐の島町	10	21	31	39	89	128	23	32	55	214	
<隠岐圏域>	10	27	37	52	112	164	28	40	68	269	
県合計	371	881	1,252	1,824	3,893	5,717	746	674	1,420	8,389	

② 相談・判定状況（過去5年間）

出典：厚生労働省福祉行政報告例

区分		取扱実人数	相談内容									判定内容					判定書交付件数			
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計	障害程度区分	療育手帳	その他	計
令和2年度	来所	316	0	0	0	0	0	0	212	126	338	36	310	0	0	346	0	197	107	304
	巡回	40	0	0	0	0	0	0	37	4	41	0	41	0	0	41	0	37	4	41
	計	356	0	0	0	0	0	0	249	130	379	36	351	0	0	387	0	234	111	345
令和3年度	来所	355	0	0	0	0	0	0	259	123	382	7	357	0	0	364	0	229	120	349
	巡回	252	0	0	0	0	0	0	239	13	252	1	252	0	0	253	0	238	14	252
	計	607	0	0	0	0	0	0	498	136	634	8	609	0	0	617	0	467	134	601
令和4年度	来所	492	0	0	0	0	0	0	411	87	498	37	490	0	5	532	0	379	111	490
	巡回	197	0	0	0	0	0	0	194	3	197	0	196	0	1	197	0	192	4	196
	計	689	0	0	0	0	0	0	605	90	695	37	686	0	6	729	0	571	115	686
令和5年度	来所	507	0	0	0	0	0	0	409	107	516	25	507	0	9	541	0	385	122	507
	巡回	251	0	0	0	0	0	0	236	16	252	0	252	0	0	252	0	235	17	252
	計	758	0	0	0	0	0	0	645	123	768	25	759	0	9	793	0	620	139	759
令和6年度	来所	535	0	0	0	0	0	0	441	115	556	6	522	0	30	558	0	407	111	518
	巡回	194	0	0	0	0	0	0	179	23	202	0	184	0	18	202	0	179	4	183
	計	729	0	0	0	0	0	0	620	138	758	6	706	0	48	760	0	586	115	701

4. 身体障害者補装具・更生医療の判定

(1) 補装具判定業務委託医療機関

令和8年3月31日現在

	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	東部島根医療福祉センター	690-0864	松江市東生馬町15-1	0852-36-8011	36-8992
2	玉造病院	699-0293	松江市玉湯町湯町1-2	0852-62-1560	62-2546
3	浜田医療センター	697-8511	浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	28-7070
4	島根大学医学部附属病院	693-8501	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111	20-2264
5	島根県立中央病院	693-8555	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111	21-2975
6	益田赤十字病院	698-0003	益田市乙吉町103-1	0856-22-1480	22-3991
7	益田地域医療センター医師会病院	699-3676	益田市遠田町1917-2	0856-22-3611	22-0407
8	白根医院	692-0007	安来市荒島町1817-1	0854-28-7000	28-7725
9	安来市立病院	692-0404	安来市広瀬町広瀬1931	0854-32-2121	32-2125
10	生越整形外科クリニック	694-0064	大田市大田町大田1263-8	0854-82-6161	82-6162
11	大田市立病院	694-0063	大田市大田町吉永1428-3	0854-82-0330	84-7827
12	西部島根医療福祉センター	695-0001	江津市渡津町1926	0855-52-2442	52-0344
13	雲南市立病院	699-1221	雲南市大東町飯田96-1	0854-43-2390	43-2398
14	町立奥出雲病院	699-1511	仁多郡奥出雲町三成1622-1	0854-54-1122	54-1280
15	加藤病院	696-0001	邑智郡川本町川本383-1	0855-72-0640	72-1608
16	よしか病院	699-5513	鹿足郡吉賀町六日市368-4	0856-77-7575	77-7577
17	隠岐広域連立隠岐病院	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町355	08512-2-1356	2-6149
18	隠岐広域連立隠岐島前病院	684-0303	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	08514-7-8211	7-8702

(2) 令和7年度障害別補装具・更生医療の判定状況

令和8年3月31日現在

区分	肢体不自由										眼疾患	耳疾患	そ し ゃ く ・ 音 声 ・ 言 語	内部障害				計
	脳血管障害	脳性麻痺	神経・筋疾患	脊髄損傷	上肢切断	下肢切断	リウマチ	骨折	変形性関節症	その他				腎臓	心臓	肝臓	免疫機能	
義肢一般構造－上肢					2					1								3
義肢一般構造－下肢						4												4
義肢－骨格構造－上肢								1										1
義肢－骨格構造－下肢						24				8								32
装具－上肢	1		3															4
装具－下肢	99	6						2	1	13								121
装具－体幹										1								1
電動車椅子		7	8			1		1	2	3								22
車椅子	11	18	1	5		2		1		14								52
意思伝達装置		2	6							1								9
姿勢保持装置	1	5				1				2								9
補聴器(ポケット型)												7						7
補聴器(耳掛け型)												247						247
補聴器(耳あな型)												8						8
補聴器(FM型)																		0
補聴器(骨導式)																		0
特例補装具		1	1							1		5						8
不適												1						1
小計	112	39	19	5	2	32	0	5	3	44	0	268	0	0	0	0	0	529
更生医療－腎臓														223				223
更生医療－心臓															152			152
更生医療－肝臓																2		2
更生医療－肢体不自由									5									5
更生医療－眼疾患																		0
更生医療－耳・口腔疾患													8					8
更生医療－免疫機能																		0
不適																		0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	8	223	152	2	0	390
計	112	39	19	5	2	32	0	5	8	44	0	268	8	223	152	2	0	919

* 補装具の判定数は、給付判定数。

* 難病患者等で身体障害者手帳非取得者の判定は9件(内訳:意思伝達装置6件、上肢装具3件)。

(3) 令和7年度市町村別判定状況

令和8年3月31日現在

区 分	補 装 具																	更 生 医 療								合 計	
	肢 体 不 自 由									補聴器					意 思 伝 達 装 置	不 適	特 例 補 装 具	腎 臓	心 臓	肝 臓	肢 体 不 自 由	眼 疾 患	耳 ・ 口 疾 患	免 疫 機 能	不 適		
	義 肢				装 具			車 椅子		姿 勢 保 持 装 置	ポ ケ ッ ト 型	耳 か け 型	耳 あ な 型	F M 型													骨 導 式 補 聴 器
	上		下		上	下	体 幹	電 動 車 椅子	車 椅子																		
	上 肢	下 肢	上 肢	下 肢																							
松江市	2	1		12	3	26	1	11	12	2	4	54				3		3	58	3		1					196
浜田市						2			6			20							22	3							53
出雲市		1	1	5		35		4	15	1		68	4			3		1	39	48	2	1		4			232
益田市	1			6	1	27		3	1	1	2	25	3			1	1	2	10	31							115
大田市				2		7		1	6	1		11				1		1	20	12		2					64
安来市		1		1		5		1	2	1		18	1						10	13							53
江津市				1				1	3	3		7							9	3				1			28
雲南市				1		7		1	2			13				1		1	21	17							64
奥出雲町						3						13							11	1							28
飯南町				2								2							2	3							9
川本町				1		1						1							2					1			6
美郷町									2			2							2	1							7
邑南町		1				2						1							3			1					8
津和野町											1	4							3	6							14
吉賀町						2						5							5	7							19
海士町												1							1								2
西ノ島町						2													1								3
知夫村																											0
隠岐の島町				1		1			1			2							4	4				2			15
その他						1			2																		3
計	3	4	1	32	4	121	1	22	52	9	7	247	8	0	0	9	1	8	223	152	2	5	0	8	0	0	919

業務概要令和 8 年度版（令和 7 年度実績）

発行 島根県立心と体の相談センター

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741 番地 3

いきいきプラザ島根（2 階）

TEL 0852-32-5905

FAX 0852-32-5924

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/>

発行年月 令和 8 年 10 月